

【別表1 指定研修の科目と時間数】

履修方法	科目	時間
講義	子どもの権利擁護（講義）	1. 5
演習	子どもの権利擁護（演習）	7. 5
講義	こども家庭福祉分野のソーシャルワーク専門職の役割（講義）	1. 5
演習	こども家庭福祉分野のソーシャルワーク専門職の役割（演習）	6
講義	こども家庭福祉I（こども家庭をとりまく環境と支援）（講義）	3
演習	こども家庭福祉I（こども家庭をとりまく環境と支援）（演習）	1. 5
講義	こども家庭福祉II（保護者や家族の理解）（講義）	1. 5
演習	こども家庭福祉II（保護者や家族の理解）（演習）	3
講義	こども家庭福祉III（精神保健の課題と支援）（講義）	3
演習	こども家庭福祉III（精神保健の課題と支援）（演習）	3
講義	こども家庭福祉IV（行政の役割と法制度）（講義）	1. 5
演習	こども家庭福祉IV（行政の役割と法制度）（演習）	1. 5
講義	子どもの身体的発達等、母子保健と小児医療の基礎（講義）	1. 5
演習	子どもの身体的発達等、母子保健と小児医療の基礎（演習）	1. 5
講義	子どもの心理的発達と心理的支援（講義）	1. 5
演習	子どもの心理的発達と心理的支援（演習）	1. 5
講義	児童虐待の理解（講義）	1. 5
演習	児童虐待の理解（演習）	4. 5
講義	少年非行（講義）	1. 5
演習	少年非行（演習）	1. 5
講義	社会的養護と自立支援（講義）	1. 5
演習	社会的養護と自立支援（演習）	4. 5
講義	貧困に対する支援（講義）	1. 5
演習	貧困に対する支援（演習）	1. 5
講義	保育（講義）	1. 5
演習	保育（演習）	1. 5
講義	教育（講義）	3
演習	教育（演習）	1. 5
講義	こども家庭福祉とソーシャルワークI（多様なニーズをもつこどもや家庭へのソーシャルワーク）（講義）	1. 5

演習	こども家庭福祉とソーシャルワークⅠ（多様なニーズをもつこどもや家庭へのソーシャルワーク）（演習）	7. 5
講義	こども家庭福祉とソーシャルワークⅡ（子どもの安全確保を目的とした緊急的な対応に関するソーシャルワーク）（講義）	3
演習	こども家庭福祉とソーシャルワークⅡ（子どもの安全確保を目的とした緊急的な対応に関するソーシャルワーク）（演習）	7. 5
講義	こども家庭福祉とソーシャルワークⅢ（地域を基盤とした多職種・多機関連携による包括的支援体制の構築）（講義）	1. 5
演習	こども家庭福祉とソーシャルワークⅢ（地域を基盤とした多職種・多機関連携による包括的支援体制の構築）（演習）	7. 5
講義	こども家庭福祉とソーシャルワークⅣ（組織の運営管理）（講義）	1. 5
演習	こども家庭福祉とソーシャルワークⅣ（組織の運営管理）（演習）	4. 5

【別表2 追加研修の科目と時間数】

履修方法	科目	時間
講義	子どもの権利擁護と倫理（講義）	1
講義	こども家庭相談援助制度及び実施体制（講義）	1
講義	児童相談所の役割と連携（講義）	1
講義	こども家庭相談の運営と相談援助のあり方（講義）	1
演習	こども家庭相談の運営と相談援助のあり方（演習）	3
講義	社会的養護と市区町村の役割（講義）	1
講義	子どもの成長・発達と生育環境（講義）	1
講義	こども虐待対応（講義）	1
演習	こども虐待対応（演習）	6
講義	母子保健機関や子どもの所属機関の役割・連携及びこどもと家族の生活に関する法令・制度（講義）	2
演習	見学実習I（演習）	6

備考

- 見学実習I（演習）は、見学実習施設を利用して行わなければならない。
- 規則第5条の2の8第2号に規定する者のうち、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和62年厚生省令第50号）別表第1若しくは別表第3、社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成20年文部科学省厚生労働省令第2号）別表第1若しくは別表第3又は社会福祉に関する科目を定める省令（平成20年文部科学省厚生労働省令第3号）第1条第10号若しくは第2条第1項第8号に規定する「児童・家庭福祉」を履修した者については、子どもの権利擁護と倫理（講義）、こども家庭相談援助制度及び実施体制（講義）、児童相談所の役割と連携（講義）、こども家庭相談の運営と相談援助のあり方（講義）、社会的養護と市区町村の役割（講義）、子どもの成長・発達と生育環境（講義）、こども虐待対応（講義）及び母子保健機関や子どもの所属機関の役割・連携及びこどもと家族の生活に関する法令・制度（講義）の履修を免除することができる。

【別表3 ソーシャルワークに関する研修の科目と時間数】

履修方法	科目	時間
講義	ソーシャルワークの基盤と専門職（講義）	19.5
講義	ソーシャルワークの理論と方法（講義）	39
講義	地域福祉と包括的支援体制（講義）	19.5
演習	ソーシャルワーク演習I（演習）	39
演習	ソーシャルワーク演習II（演習）	39
演習	見学実習II（演習）	9

備考

- 1 見学実習II（演習）は、見学実習施設を利用して行わなければならない。
- 2 規則第5条の二の8第3号に規定する者については、ソーシャルワークの基盤と専門職（講義）、ソーシャルワーク演習I（演習）及び見学実習II（演習）の履修を免除することができる。

【別表4 講師要件】

研修認定区分	科目区分	研修科目名	学歴・実務等要件
【研修区分1】 指定研修	こども家庭福祉	こどもの権利擁護	次の各項のいずれかに該当する者 (ア) 学校教育法に基づく大学又はこれに準ずる教育施設において、法令の規定に従い、社会福祉士、精神保健福祉士、又は保育士の養成にかかる当該科目に関する科目を担当した経験がある者 (イ) 社会福祉主事養成機関又は児童福祉司資格認定講習において当該科目に関する科目を担当した経験がある者 (ウ) 児童福祉司任用前・任用後研修又は指導教育担当児童福祉司任用前研修を実施する自治体や研修機関において、当該科目に関する科目を担当した経験がある者 (エ) 大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者 (オ) 国の行政機関又は地方公共団体において、当該科目に関する業務に5年以上従事した経験を有する者 (カ) 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を取得した後、当該科目に関する相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者
		児童虐待の理解	
		こども家庭福祉I(こども家庭を取りまく環境と支援)	
		こども家庭福祉II(保護者や家族の理解)	
		こども家庭福祉IV(行政の役割と法制度)	
		社会的養護と自立支援	
	関連知識	こども家庭福祉III(精神保健の課題と支援)	次の各項のいずれかに該当する者 (ア) 学校教育法に基づく大学又はこれに準ずる教育施設において、法令の規定に従い、精神保健福祉士の養成にかかる当該科目に関する科目を担当した経験がある者 (イ) 大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者 (ウ) 国の行政機関又は地方公共団体において従事した経験があつて、当該科目に関する業務に5年以上従事した経験を有する者 (エ) 医師、保健師又は精神保健福祉士の資格を取得した後、医師にあつては3年以上、保健師又は精神保健福祉士にあつては5年以上精神障害者の保健、医療又は福祉に関する業務に5年以上従事した経験を有する者
		こどもの身体的発達等、母子保健と小児医療の基礎	次の各項のいずれかに該当する者 (ア) 医師、看護師、保健師又は助産師の資格取得後、小児医療又は母子保健の業務に従事した経験がある者 (イ) 学校教育法に基づく大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者
		こどもの心理的発達と心理的支援	次の各項のいずれかに該当する者 (ア) 学校教育法に基づく大学又はこれに準ずる教育施設において、法令の規定に従い、社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師養成に係る指定科目のうち、当該科目に関する科目を担当した経験がある者

		<p>(イ) 大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者</p> <p>(ウ) 児童福祉司任用前・任用後研修又は指導教育担当児童福祉司任用前研修を実施する自治体や研修機関において、当該科目に関する科目を担当した経験がある者</p> <p>(エ) 国の行政機関又は地方公共団体において従事した経験があつて、当該科目に関する業務に5年以上従事した経験を有する者</p> <p>(オ) 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を取得した後、当該科目に関する相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者</p> <p>(カ) 臨床心理士又は公認心理師の資格を取得した後、当該科目に関する業務に5年以上従事した経験を有する者</p>
	少年非行	<p>次の各項のいずれかに該当する者</p> <p>(ア) 学校教育法に基づく大学又はこれに準ずる教育施設において、法令の規定に従い社会福祉士又は精神保健福祉士養成に係る指定科目のうち、当該科目に関する科目を担当した経験がある者</p> <p>(イ) 社会福祉主事養成機関又は児童福祉司資格認定講習において当該科目に関する科目を担当した経験がある者</p> <p>(ウ) 児童福祉司任用前・任用後研修又は指導教育担当児童福祉司任用前研修を実施する自治体や研修機関において、当該科目に関する科目を担当した経験がある者</p> <p>(エ) 大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者</p> <p>(オ) 国の行政機関又は地方公共団体において従事した経験があつて、当該科目に関する業務に5年以上従事した経験を有する者</p> <p>(カ) 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を取得した後、当該科目に関する相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者</p> <p>(キ) 弁護士の資格を取得した後、当該科目に関する業務に3年以上従事した経験を有する者</p>
	貧困に対する支援	<p>次の各項のいずれかに該当する者</p> <p>(ア) 学校教育法に基づく大学又はこれに準ずる教育施設において、法令の規定に従い、社会福祉士の養成にかかる当該科目に関する科目を担当した経験がある者</p> <p>(イ) 社会福祉主事養成機関又は児童福祉司資格認定講習において当該科目に関する科目を担当した経験がある者</p> <p>(ウ) 児童福祉司任用前・任用後研修を実施する自治体や研修機関において、当該科目に関する科目を担当した経験がある者</p> <p>(エ) 大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者</p> <p>(オ) 国の行政機関又は地方公共団体において、当該科目に関する業務に5年以上従事した経験を有する者</p> <p>(カ) 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を取得した後、当該科目に関する相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者</p>

		保育	<p>次の各項のいずれかに該当する者</p> <p>(ア) 学校教育法に基づく大学又はこれに準ずる教育施設において、法令の規定に従い、社会福祉士、保育士の養成にかかる当該科目に関する科目を担当した経験がある者</p> <p>(イ) 社会福祉主事養成機関又は児童福祉司資格認定講習において当該科目に関する科目を担当した経験がある者</p> <p>(ウ) 児童福祉司任用前・任用後研修を実施する自治体や研修機関において、当該科目に関する科目を担当した経験がある者</p> <p>(エ) 大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者</p> <p>(オ) 国の行政機関又は地方公共団体において、当該科目に関する業務に5年以上従事した経験を有する者</p> <p>(カ) 保育士の資格を取得した後、子ども又はその家庭に対する相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者</p>
		教育	<p>次の各項のいずれかに該当する者</p> <p>(ア) 一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟が実施する「スクールソーシャルワーク教育課程認定事業」で認定されたスクールソーシャルワーク教育課程において、当該科目に関する科目を担当した経験がある者</p> <p>(イ) 大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者</p> <p>(ウ) 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を取得した後、学校現場においてスクールソーシャルワーカーの業務に5年以上従事した経験を有する者</p>
こども家庭福祉とソーシャルワーク(総合)	こども家庭福祉分野のソーシャルワーク専門職の役割	こども家庭福祉とソーシャルワークⅠ (多様なニーズをもつ子どもや家庭へのソーシャルワーク)	<p>次の各項のいずれかに該当する者</p> <p>(ア) 学校教育法に基づく大学又はこれに準ずる教育施設において、法令の規定に従い、社会福祉士、精神保健福祉士、又は保育士の養成にかかる当該科目に関する科目を担当した経験がある者</p> <p>(イ) 社会福祉主事養成機関又は児童福祉司資格認定講習において当該科目に関する科目を担当した経験がある者</p> <p>(ウ) 児童福祉司任用前・任用後研修又は指導教育担当児童福祉司任用前研修を実施する自治体や研修機関において、当該科目に関する科目を担当した経験がある者</p> <p>(エ) 大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者</p> <p>(オ) 国の行政機関又は地方公共団体において、当該科目に関する業務に5年以上従事した経験を有する者</p> <p>(カ) 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を取得した後、当該科目に関する相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者</p>
		こども家庭福祉とソーシャルワークⅡ (子どもの安全確保を目的とした緊急的な対応に関するソーシャルワーク)	
		こども家庭福祉とソーシャルワークⅢ	

		(地域を基盤とした多職種・多機関連携による包括的支援体制の構築) こども家庭福祉とソーシャルワークIV (組織の運営管理)	
【研修区分2】 追加研修	追加研修	こどもの権利擁護と倫理 こども家庭相談援助制度及び実施体制 児童相談所の役割と連携 こども家庭相談の運営と相談援助のあり方 社会的養護と市区町村の役割 こどもの成長・発達と生育環境 こども虐待対応 母子保健機関や子どもの所属機関の役割・連携及びこどもと家族の生活に関する法令・制度	次の各項のいずれかに該当する者 (ア) 学校教育法に基づく大学又はこれに準ずる教育施設において、法令の規定に従い、社会福祉士、精神保健福祉士、又は保育士の養成にかかる当該科目に関する科目を担当した経験がある者 (イ) 社会福祉主事養成機関又は児童福祉司資格認定講習において当該科目に関する科目を担当した経験がある者 (ウ) 児童福祉司任用前・任用後研修又は指導教育担当児童福祉司任用前研修を実施する自治体や研修機関において、当該科目に関する科目を担当した経験がある者 (エ) 大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者 (オ) 国の行政機関又は地方公共団体において、当該科目に関する業務に5年以上従事した経験を有する者 (カ) 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を取得した後、当該科目に関する相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者
		見学実習 I	次の各項のいずれかに該当する者 (ア) 学校教育法に基づく大学又はこれに準ずる教育施設において、法令の規定に従い、社会福祉士、精神保健福祉士、又は保育士の養成にかかる当該科目に関する科目を担当した経験がある者 (イ) 社会福祉主事養成機関又は児童福祉司資格認定講習において当該科目に関する科目を担当した経験がある者 (ウ) 児童福祉司任用前・任用後研修を実施する自治体や研修機関において、当該科目に関する科目を担当した経験がある者 (エ) 大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者

			<p>(オ) 国の行政機関又は地方公共団体において、当該科目に関する業務に5年以上従事した経験を有する者</p> <p>(カ) 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を取得した後、当該科目に関する相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者</p>
【研修区分3】ソーシャルワーカー研修	ソーシャルワーカー	ソーシャルワーカーの基盤と専門職	<p>次の各項のいずれかに該当する者</p> <p>(ア) 学校教育法に基づく大学又はこれに準ずる教育施設において、法令の規定に従い、社会福祉士又は精神保健福祉士の養成にかかる当該科目に関する科目を担当した経験がある者</p> <p>(イ) 社会福祉主事養成機関又は児童福祉司資格認定講習において当該科目に関する科目を担当した経験がある者</p>
		ソーシャルワーカーの理論と方法	<p>次の各項のいずれかに該当する者</p> <p>(ア) 学校教育法に基づく大学又はこれに準ずる教育施設において、法令の規定に従い、社会福祉士、精神保健福祉士、又は保育士の養成にかかる当該科目に関する科目を担当した経験がある者</p>
		地域福祉と包括的支援体制	<p>(イ) 社会福祉主事養成機関又は児童福祉司資格認定講習において当該科目に関する科目を担当した経験がある者</p> <p>(ウ) 児童福祉司任用前・任用後研修を実施する自治体や研修機関において、当該科目に関する科目を担当した経験がある者</p> <p>(エ) 大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者</p>
		ソーシャルワーカー演習Ⅰ	<p>(オ) 国の行政機関又は地方公共団体において、当該科目に関する業務に5年以上従事した経験を有する者</p> <p>(カ) 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を取得した後、当該科目に関する相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者</p>
		ソーシャルワーカー演習Ⅱ	
		見学実習Ⅱ	

(別表4 準備資料 指定研修等における講師要件を満たす教授経験科目の対応表)

※以下の表は、【別表4 講師要件】に記載された各科目の講師要件を満たす基準となる資格の養成課程等における対応科目の一覧表。

ただし、講師要件の確認にかかる審査は、以下の内容だけによらず、申請された講師の教授歴や教授期間等を勘案し、審査を行う。

研修認定区分	科目区分	研修科目名	社会福祉士 養成課程	精神保健福祉士 養成課程	保育士 養成課程	社会福祉主事養成 機関又は児童福祉 司資格認定講習	児童福祉司任用前・任用 後研修又は指導教育担当 児童福祉司任用前研修	その他
【研修区分1 指定研修】	こども家庭福祉	こどもの権利擁護	児童・家庭福祉	(該当なし)	子ども家庭福祉	児童福祉論と家 庭支援論(2科目 とも担当の場合)	子どもの権利擁護 (前1) 子どもの権利擁護と 子ども家庭福祉の現 状・課題(指導1)	
		児童虐待の理解	児童・家庭福祉	現代の精神保健の 課題と支援	子ども家庭福祉 社会的養護Ⅰ・Ⅱ	児童福祉論と家 庭支援論(2科目 とも担当の場合)	子ども虐待対応の基 本(前3) 子ども虐待(後4) (指導・演習4)	
		こども家庭福祉I (こども家庭をとりま く環境と支援)	児童・家庭福祉	現代の精神保健の 課題と支援	子ども家庭福祉	児童福祉論と家 庭支援論(2科目 とも担当の場合)	子ども家庭相談援助制 度及び実施体制(前1)	
		こども家庭福祉II (保護者や家族の理解)	児童・家庭福祉	精神保健福祉の原 理	子ども家庭福祉	児童福祉論と家 庭支援論(2科目 とも担当の場合)	子ども家庭支援のた めのケースマネジメントの基 本(前3) 子ども家庭支援のた めのケースマネジメント(後 4)(指導・演習2)	
		こども家庭福祉IV (行政の役割と法制度)	児童・家庭福祉 社会福祉の原理 と政策	社会福祉の原理 と政策	子ども家庭福祉 社会福祉	児童福祉論と家 庭支援論(2科目 とも担当の場合) 社会福祉概論	子ども家庭相談援助制 度及び実施体制(前1) 行政権限の行使と司 法手続き(前1)(後 2)(指導・演習1)	
		社会的養護と自立支援	児童・家庭福祉	(該当なし)	子ども家庭福祉 社会的養護Ⅰ・Ⅱ	児童福祉論と家 庭支援論(2科目 とも担当の場合)	社会的養護における 自立支援(前2)(後3) 社会的養護における 自立支援とファミリーソーシ ャルワーク(指導・演習2)	

関連知識	研修科目名	社会福祉士 養成課程	精神保健福祉士 養成課程	保育士 養成課程	社会福祉主事養成 機関又は児童福祉 司資格認定講習	児童福祉司任用前・任用 後研修又は指導教育担当 児童福祉司任用前研修	その他
	こども家庭福祉Ⅲ (精神保健の課題と支援)		現代の精神保健の 課題と支援 精神保健福祉の原 理 精神保健福祉制度 論 精神障害リハビリ テーション論				
	子どもの身体的発達等、 母子保健と小児医療の 基礎						
	子どもの心理的発達と 心理的支援	心理学と心理的支 援	心理学と心理的支 援			子どもの成長・発達と成 育環境(前 2)	本科目に該当すると 判断した公認心理師 開講科目で申請する。 ただし、以下の 3 科目のうち 2 科目の 領域を教授している 科目とすること。 ①発達心理学 ②臨床心理学 ③福祉心理学
	少年非行	刑事司法と福祉	刑事司法と福祉		(該当なし)	非行対応の基本(前 1) 非行対応(後 2)(指導・演 習 1)	
	貧困に対する支援	貧困に対する支援			公的扶助論	(該当なし)	
	保育	児童・家庭福祉		子ども家庭福祉 子ども家庭支援論 子育て支援	児童福祉論と家 庭支援論(2科目 とも担当の場合)	(該当なし)	
	教育						スクールソーシャル ワーク教育課程にお ける「スクールソー シャルワーク論」

	研修科目名	社会福祉士 養成課程	精神保健福祉士 養成課程	保育士 養成課程	社会福祉主事養成 機関又は児童福祉 司資格認定講習	児童福祉司任用前・任用 後研修又は指導教育担当 児童福祉司任用前研修	その他
	こども家庭福祉分野の ソーシャルワーク専門 職の役割	児童・家庭福祉 ソーシャルワーク の基盤と専門職 ソーシャルワーク の基盤と専門職(専 門) ソーシャルワーク の理論と方法 ソーシャルワーク の理論と方法(専 門)	ソーシャルワーク の基盤と専門職 ソーシャルワーク の基盤と専門職(専 門) ソーシャルワーク の理論と方法 ソーシャルワーク の理論と方法(専 門)	社会福祉	児童福祉論と家 庭支援論(2科目 とも担当の場合) 社会福祉援助技術 論	ソーシャルワークの基 本(前1) 子ども家庭支援のた めのケースマネジメントの基 本(前3) 子ども家庭支援のた めのケースマネジメント(後4)(指 導・演習2)	
こども 家庭福 祉とソ ーシャ ルワー ク(総 合)	こども家庭福祉とソ ーシャルワークⅠ (多様なニーズをもつこ どもや家庭へのソーシ ャルワーク)	児童・家庭福祉 ソーシャルワーク の基盤と専門職 ソーシャルワーク の基盤と専門職(専 門) ソーシャルワーク の理論と方法 ソーシャルワーク の理論と方法(専 門)	ソーシャルワーク の基盤と専門職 ソーシャルワーク の基盤と専門職(専 門) ソーシャルワーク の理論と方法 ソーシャルワーク の理論と方法 (専門)	子ども家庭福祉 子ども家庭支援論 子育て支援	児童福祉論と家 庭支援論(2科目 とも担当の場合) 社会福祉援助技術 論	子ども家庭相談援助 制度及び実施体制(前 1) 子ども家庭支援のた めのケースマネジメントの基 本(前3) 子ども家庭支援のた めのケースマネジメント(後4)(指 導・演習2)	
	こども家庭福祉とソ ーシャルワークⅡ(こども の安全確保を目的とし た緊急的な対応に關す るソーシャルワーク)	児童・家庭福祉	(該当なし)	(該当なし)	児童福祉論と家 庭支援論(2科目 とも担当の場合)	児童相談所におけ る方針決定の過程 (前1)(後1) 子ども家庭支援のた めのケースマネジメントの基 本(前3) 子ども家庭支援のた めのケースマネジメント(後4)(指 導・演習2)	

	研修科目名	社会福祉士 養成課程	精神保健福祉士 養成課程	保育士 養成課程	社会福祉主事養成 機関又は児童福祉 司資格認定講習	児童福祉司任用前・任用 後研修又は指導教育担当 児童福祉司任用前研修	その他
	こども家庭福祉とソーシャルワークⅢ (地域を基盤とした多職種・多機関連携による包括的支援体制の構築)	児童・家庭福祉	(該当なし)	子ども家庭福祉 子ども家庭支援論 子育て支援	児童福祉論と家庭支援論(2科目とも担当の場合)	子ども家庭相談援助制度及び実施体制(前1) 子ども家庭支援のためのケスマネジメントの基本(前3) 子ども家庭支援のためのケスマネジメント(後4)(指導・演習2) 関係機関(市町村を含む)との連携・協働と在宅支援(前3)(後3)(指導・演習1)	
	こども家庭福祉とソーシャルワークⅣ(組織の運営管理)	福祉サービスの組織と経営	(該当なし)	(該当なし)	社会福祉施設 経営論	(該当なし)	要件(才)または(力)の場合は、原則として組織の課長級以上の役職であり、組織マネジメントの従事経験がある者

研修認定区分	科目区分	研修科目名	社会福祉士養成課程	精神保健福祉士養成課程	保育士養成課程	社会福祉主事養成機関又は児童福祉司資格認定講習	児童福祉司任用前・任用後研修又は指導教育担当児童福祉司任用前研修	その他
【研修区分2】 追加研修	追加研修	子どもの権利擁護と倫理	児童・家庭福祉 社会福祉の原理と政策	社会福祉の原理と政策	子ども家庭福祉 社会福祉	児童福祉論と家庭支援論(2科目とも担当の場合) 社会福祉概論	子どもの権利擁護(前1) 子どもの権利擁護と子ども家庭福祉の現状・課題(指導1) 子ども家庭福祉における倫理的配慮(前1)	
	追加研修	子ども家庭相談援助制度及び実施体制	児童・家庭福祉 社会福祉の原理と政策	社会福祉の原理と政策	子ども家庭福祉 社会福祉	児童福祉論と家庭支援論(2科目とも担当の場合) 社会福祉概論	子ども家庭相談援助制度及び実施体制(前1) 子ども家庭支援のためのケスマネジメントの基本(前3) 子ども家庭支援のためのケスマネジメント(後4)(指導・演習2)	
	追加研修	児童相談所の役割と連携	児童・家庭福祉 社会福祉の原理と政策	社会福祉の原理と政策	子ども家庭福祉 社会福祉	児童福祉論と家庭支援論(2科目とも担当の場合) 社会福祉概論	児童相談所における方針決定の過程(前1)(後1) 子ども家庭相談援助制度及び実施体制(前1)	
	追加研修	子ども家庭相談の運営と相談援助のあり方	児童・家庭福祉	(該当なし)	子ども家庭福祉	児童福祉論と家庭支援論(2科目とも担当の場合)	子ども家庭相談援助制度及び実施体制(前1) 子ども家庭支援のためのケスマネジメントの基本(前3) 子ども家庭支援のためのケスマネジメント(後4)(指導・演習2)	
	追加研修	社会的養護と市区町村の役割	児童・家庭福祉	(該当なし)	子ども家庭福祉 社会的養護I・II	児童福祉論と家庭支援論(2科目とも担当の場合)	社会的養護における自立支援(前2)(後3)	
	追加研修	子どもの成長・発達と生育環境	児童・家庭福祉	現代の精神保健の課題と支援	子ども家庭福祉 子ども家庭支援の心理学	児童福祉論と家庭支援論(2科目とも担当の場合)	子どもの成長・発達と生育環境(前2)	

	研修科目名	社会福祉士 養成課程	精神保健福祉士 養成課程	保育士 養成課程	社会福祉主事養成 機関又は児童福祉 司資格認定講習	児童福祉司任用前・任用 後研修又は指導教育担当 児童福祉司任用前研修	その他
	こども虐待対応	児童・家庭福祉	現代の精神保健の 課題と支援	子ども家庭福祉 社会的養護Ⅰ・Ⅱ	児童福祉論と家庭 支援論(2科目とも 担当の場合)	子ども虐待対応の基 本(前3) 子ども虐待(後4)(指 導・演習4)	
	母子保健機関やこども の所属機関の役割・連携 及びこどもと家族の生 活に関する法令・制度	児童・家庭福祉	(該当なし)	子ども家庭福祉	児童福祉論と家庭 支援論(2科目とも 担当の場合)	子ども家庭相談援助制 度及び実施体制(前1) 関係機関(市町村を含 む)との連携・協働と 在宅支援(前3)(後 3)(指導・演習1)	
	見学実習Ⅰ	ソーシャルワーク 実習指導 ソーシャルワーク 実習	ソーシャルワーク 実習指導 ソーシャルワーク 実習	保育実習Ⅲ	社会福祉現場実習 社会福祉現場実習 指導	(該当なし)	

研修認定区分	科目区分	研修科目名	社会福祉士 養成課程	精神保健福祉士 養成課程	保育士 養成課程	社会福祉主事養成 機関又は児童福祉 司資格認定講習	児童福祉司任用前・任用 後研修又は指導教育担当 児童福祉司任用前研修	その他
【研修区分3】 ソーシャルワーク研修	ソーシャルワーク	ソーシャルワークの基盤と専門職	ソーシャルワークの基盤と専門職 ソーシャルワークの基盤と専門職(専門)	ソーシャルワークの基盤と専門職 ソーシャルワークの基盤と専門職(専門)		社会福祉援助技術論		
		ソーシャルワークの理論と方法	ソーシャルワークの理論と方法 ソーシャルワークの理論と方法(専門)	ソーシャルワークの理論と方法 ソーシャルワークの理論と方法(専門)		社会福祉援助技術論		
		地域福祉と包括的支援体制	地域福祉と包括的支援体制 社会福祉の原理と政策	地域福祉と包括的支援体制 社会福祉の原理と政策		地域福祉論 社会福祉概論		
		ソーシャルワーク演習Ⅰ	ソーシャルワーク演習 ソーシャルワーク演習(専門)	ソーシャルワーク演習 ソーシャルワーク演習(専門)	(該当なし)	社会福祉援助技術演習	子ども家庭支援のためのケースマネジメント(指導・演習2)	
		ソーシャルワーク演習Ⅱ	ソーシャルワーク演習 ソーシャルワーク演習(専門)	ソーシャルワーク演習 ソーシャルワーク演習(専門)	(該当なし)	社会福祉援助技術演習	子ども家庭支援のためのケースマネジメント(指導・演習2) 子どもの面接・家族面接に関する技術(指導・演習1)	
		見学実習Ⅱ	ソーシャルワーク実習指導 ソーシャルワーク実習	ソーシャルワーク実習指導 ソーシャルワーク実習	保育実習Ⅲ	社会福祉現場実習 社会福祉現場実習指導	(該当なし)	

【別表5 指定研修の研修課程（カリキュラム）】

※ 研修の科目について、演習に該当する部分をまとめて教授する等、研修実施機関において柔軟な実施を可能とする。

科目名 (講義33・ 演習67.5)	時間 (上段: 講義、 下段: 演習)	到達目標	想定される研修内容の例示
こどもの権利擁護	1.5 7.5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こどもの権利の考え方について理解する</li> <li>・こどもの権利に関する経緯について理解する</li> <li>・こどもの権利条約や国内法について理解する</li> <li>・こどもの権利擁護のための意見表明等支援とアドボカシーについて理解する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こどもの権利の考え方</li> <li>・こどもの権利に関する経緯・歴史</li> <li>・こどもの権利に関する条約（国連「児童の代替的養護に関する指針」、出自を知る権利を始めとした権利を含む）</li> <li>・こどもの権利に関する国内法（児童福祉法）</li> <li>・こどもの意見表明等支援とアドボカシー</li> <li>・こどもの権利侵害</li> </ul>
こども家庭福祉分野のソーシャルワーク専門職の役割	1.5 6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こども家庭福祉分野のソーシャルワークの倫理や価値を踏まえた、専門職の役割を理解する。</li> <li>・こども家庭福祉分野のソーシャルワークにおけるスーパービジョンの意義と方法を理解する。</li> <li>・こどもに対する支援における関係機関と専門職の役割について理解する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こども家庭福祉分野のソーシャルワークの専門職の役割（倫理的配慮を含む）</li> <li>・こども・保護者に向き合う姿勢（ストレングス、エンパワメント、共感、レジリエンス）</li> <li>・こども・保護者との関係性に対する理解（ポジショナリティ、パートナーシップ）とこどもの福祉のためのこどもや保護者を中心とした支援</li> <li>・こどもや家庭への支援における関係機関と専門職の役割</li> <li>・こども家庭福祉分野のソーシャルワークにおけるスーパービジョン（自己の振り返りや自己覚知・倫理的ジレンマの解決のためのスーパービジョンを含む）</li> </ul>
こども家庭福祉I (こども家庭をとりまく環境と支援)	3 1.5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こども・家族・家庭の定義と権利について理解する</li> <li>・こどもの養育環境や社会環境がこどもに及ぼす影響を理解する</li> <li>・こどもが置かれている多様な状況とニーズを理解する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こども・家族・家庭の定義</li> <li>・こども家庭福祉の理念</li> <li>・ライフステージ（胎児期・周産期～青年期等）ごとのこどもに必要な養育環境・社会環境</li> <li>・養育環境・社会環境の変化・変更がこどもに及ぼす影響</li> <li>・養育環境・社会環境がこどもに及ぼす影響（環境がこどもにもたらすポジティブな体験・虐待等の逆境体験、環境とこどもとの相互作用を含む）</li> <li>・こどもが置かれている多様な状況とニーズの理解</li> <li>・外国にルーツを持つこどもや家庭の状況</li> <li>・要介護者・要支援者のいる家庭とこどもへの影響・ヤングケアラー</li> </ul>

			・こどもや家庭(女性、若者を含む)への支援における組織・団体の役割
こども家庭福祉II（保護者や家族の理解）	1.5 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者や家族の生活実態とこれを取り巻く社会環境について理解する</li> <li>・家族に対する支援について理解する</li> <li>・家族システムについて理解する</li> <li>・こども・家庭に対する支援における関係機関と専門職の役割について理解する</li> <li>・ひとり親家庭が置かれた状況や課題について理解する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭を取り巻く社会環境</li> <li>・保護者や家族の理解（DV、精神障害、知的障害、発達障害、依存症、社会的孤立等）</li> <li>・家族の機能</li> <li>・家族理解とその支援の手法（ひとり親家庭、ステップファミリー等の多様な家族の形態、家族の歴史、家族力動、家族のライフコース、保護者の生育歴、世代間連鎖）（ジェノグラム、エコマップ等）</li> <li>・家族システムの理解（虐待が起こる過程を含む）</li> <li>・関連する法制度（母子及び父子並びに寡婦福祉法、児童扶養手当法、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、生活困窮者自立支援法等）</li> </ul>
こども家庭福祉III（精神保健の課題と支援）	3 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現代の精神保健の動向について理解する</li> <li>・精神保健に関する差別や偏見等の課題を理解する</li> <li>・ライフサイクルに応じて発生しやすい精神保健上の課題を理解する</li> <li>・家庭に関する精神保健の課題について理解する</li> <li>・精神保健福祉に関する支援、精神保健に関する発生予防と対策について理解する</li> <li>・精神保健福祉に関する支援を担う機関と専門職の役割について理解する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神保健の動向（法制度を含む）</li> <li>・こどもや保護者の精神疾患との関連で発生する症状や行動の理解</li> <li>・ライフサイクルに応じて発生しやすい精神保健上の課題（出産・育児をめぐる精神保健上の課題等）</li> <li>・精神疾患が及ぼすこどもや家庭への影響（社会的孤立や差別・偏見を含む）</li> <li>・精神保健福祉に関する支援（精神保健上の課題の予防を含む）</li> <li>・家庭における関係の課題（精神疾患を抱えた保護者とこどもの関係性に関する課題）</li> <li>・こどもや保護者の自傷行為の理解、自殺の予防と支援（遺族・遺児への支援を含む）</li> <li>・異文化に接した際に生じる精神保健上の課題</li> <li>・精神保健福祉に関する支援を担う機関と専門職（医療機関を含む）</li> </ul>
こども家庭福祉IV（行政の役割と法制度）	1.5 1.5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こども・家庭に関する制度の発展過程について理解する</li> <li>・こども・家庭に対する法制度について理解する</li> <li>・こども・家庭に関する行政機関の役割を理解する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こども家庭福祉制度の歴史</li> <li>・こども家庭福祉に関する法制度（児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、民法、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律等）</li> <li>・こども家庭福祉に関わる組織等の役割（国、都道府県、市町村の役割を含む）</li> </ul>
子どもの身体的発達等、母子保	1.5 1.5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの身体的な成長発達を理解する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心身の成長（成長曲線等）</li> <li>・健康と疾病</li> </ul>

健と小児医療の基礎		<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害理解と発達支援について理解する</li> <li>・ライフステージにおける心身の変化と健康課題について理解する</li> <li>・健康及び疾病の捉え方について理解する</li> <li>・身体構造と心身機能について理解する</li> <li>・疾病と障害の成り立ち及び回復過程について理解する</li> <li>・周産期、母子保健、保健医療対策について理解する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害（小児慢性疾患、身体障害、知的障害、発達障害等）や小児慢性特定疾患の概要と法制度</li> <li>・疾病と障害及びその支援（予防・治療・予後・リハビリテーション等）</li> <li>・障害児や障害児の家族の支援</li> <li>・妊娠婦への支援と母子保健</li> <li>・周産期の母体、子どもの育ち（周産期の保健医療対策を含む）</li> <li>・虐待による身体的外傷の特徴</li> <li>・医療と保健・福祉の連携</li> </ul>
子どもの心理的発達と心理的支援	1.5 1.5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人の心の基本的な仕組みと機能について理解する</li> <li>・人の心の発達過程について理解する</li> <li>・不適切な行動やその背景について理解する</li> <li>・心理学の理論を基礎としたアセスメントと支援の基本について理解する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの心の発達の基盤と発達過程（認知的、社会的、情緒的、性的、性的アイデンティティ（LGBTQ 等の多様なあり方を含む）等）（行動上の問題等）</li> <li>・不適切な行動（不適切な性的行動等（性被害と性加害を含む））</li> <li>・心理アセスメントと心理的支援</li> </ul>
児童虐待の理解	1.5 4.5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童虐待の定義とその背景を理解する</li> <li>・虐待等による子どもへの影響を理解する</li> <li>・虐待等を受けた子どもの回復に向けて必要な支援を理解する</li> <li>・児童虐待等と関連する諸課題について理解する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童虐待の定義（マルトリートメント、体罰概念を含む）と児童虐待の背景</li> <li>・虐待等不適切な養育環境が及ぼす子どもへの長期的影響（身体的、認知的、社会的、情緒的、行動上の問題等）</li> <li>・虐待による身体的成長・発達等への影響</li> <li>・児童虐待や逆境体験とその心理的影響の理解（小児期の逆境体験と保護要件等）</li> <li>・アタッチメントとアタッチメント障害</li> <li>・心的外傷が子どもに与える心理・行動・発達への影響や支援の視点（トラウマインフォームドケア等）</li> <li>・誤学習</li> <li>・喪失体験とその影響</li> <li>・虐待を受けた子どもが抱える課題（非行やいじめ等）</li> <li>・虐待と精神保健</li> <li>・虐待予防や虐待を受けた子どもへの支援の概要（地域の見守りやアウトリーチ等の予防的な支援を含む）</li> <li>・虐待を受けた子どもの保護者・家族の理解と支援</li> </ul>
少年非行	1.5 1.5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・少年非行の現状と背景について理解する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・少年非行の現状と心理的・社会的背景等</li> <li>・虐待と少年非行</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・少年非行に関する支援に係る専門職等の役割について理解する</li> <li>・児童福祉法と少年法との関係について理解する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉法と少年法との関係</li> <li>・関連する専門職等の役割</li> </ul>
社会的養護と自立支援	1.5 4.5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会的養育の理念について理解する</li> <li>・社会的養護における多様な支援のあり方について理解する</li> <li>・児童養護施設等における自立支援について理解する</li> <li>・社会的養護に係る子ども等への切れ目のない自立支援を理解する</li> <li>・社会的養護や自立支援に関わる専門職等の役割について理解する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会的養育の理念と支援の基本（パーマネンシー保障、社会的養護における運営・養育指針、子どもの意見表明等支援と子どもを中心とした支援、被措置児童等虐待の禁止等）</li> <li>・子どもの支援における社会的養護の意義（児童養護施設等、里親、養子縁組等）</li> <li>・社会的養護に係る子どもへの支援（移行支援、ライフストーリーワーク）</li> <li>・児童養護施設等における自立支援（自立支援計画、親子関係再構築支援）</li> <li>・社会的養護に係る児童、若者への切れ目のない自立支援（居住支援、就労支援や成年後見制度の活用を含む）</li> <li>・社会的養護や自立支援に関わる専門職等の役割</li> <li>・アドミッションケア、インケア、リビングケア、アフターケアの実際</li> </ul>
貧困に対する支援	1.5 1.5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貧困の概念について理解する</li> <li>・貧困状態にある子どもや家庭の生活実態を取り巻く社会環境について理解する（貧困が子どもに及ぼす心理社会的影響の理解を含む）</li> <li>・貧困に対する法制度について理解する</li> <li>・貧困に対する支援における関係機関と専門職の役割について理解する（子どもの貧困対策における学校の役割理解を含む）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貧困の概念</li> <li>・貧困状態にある子どもや家庭の生活実態</li> <li>・貧困状態にある子どもや家庭を取り巻く社会環境（虐待との関係も含む）</li> <li>・貧困状態にある子どもや家庭に対する福祉の理念</li> <li>・貧困に対する法制度</li> <li>・国、都道府県、市町村の役割</li> <li>・福祉事務所の役割、自立相談支援機関の役割</li> <li>・関連する専門職等の役割</li> </ul>
保育	1.5 1.5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・養護を基盤とした保育の理念や、保育制度や保育士に求められる役割、専門性について理解する</li> <li>・子ども・家庭が抱える課題と保育制度の関連性について理解する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育における養護の理念等の理解</li> <li>・保育所等におけるソーシャルワークと保育士に求められる役割、専門性の理解</li> <li>・子ども・家庭が抱える課題と保育制度の関連性の理解（要支援児童・要保護児童及びその家庭も含む）</li> <li>・保育所等における相談支援</li> </ul>

教育	3 1.5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今日の学校教育現場が抱える課題とその実態について理解する</li> <li>・スクール・ソーシャルワークの発展過程・実践モデル・支援方法について理解する</li> <li>・公教育の目的と意義について理解する</li> <li>・教育の場としての学校の理解について理解する</li> <li>・教員の職務の全体像について理解する</li> <li>・チーム学校運営について理解する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公教育の目的と意義</li> <li>・教育の場としての学校の理解</li> <li>・教員の職務の全体像</li> <li>・児童生徒を取り巻く学校・家庭・地域の情勢（虐待、いじめ、不登校）</li> <li>・学校におけるソーシャルワークの価値・倫理や役割、活動の内容（障害等個人が持つ課題への合理的配慮）</li> <li>・スクールソーシャルワークの実践モデル</li> <li>・スクールソーシャルワークの個別支援の視点、集団支援の視点</li> <li>・スクールソーシャルワークの学校・家庭・地域共同支援</li> <li>・チーム学校運営</li> </ul>
こども家庭福祉とソーシャルワークⅠ (多様なニーズをもつこどもや家庭へのソーシャルワーク)	1.5 7.5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こどもの安全の維持、ウェルビーイング、パーマネンシー保障のためのこども・家庭に対するソーシャルワークの意義を理解する</li> <li>・こどもの安全の維持、ウェルビーイング、パーマネンシー保障のためのこどもや保護者に対するケースマネジメントを理解する</li> <li>・こどもを中心とした支援を理解する</li> <li>・虐待予防に資する支援を始めとする多様なニーズを持つこどもや家庭への支援のアプローチを理解する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こどもの安全の維持、ウェルビーイング、パーマネンシー保障のためのソーシャルワーク</li> <li>・ケースマネジメント</li> <li>・インテーク（エンゲージメント）</li> <li>・アセスメント（身体的・精神的・社会的な観点からのリスクアセスメントやニーズアセスメント等、ジェノグラム・エコマップの作成を含む）、再アセスメント</li> <li>・プランニング</li> <li>・支援の実施</li> <li>・モニタリング</li> <li>・支援の終結と事後評価</li> <li>・アフターケア</li> <li>・こどもや保護者への面接技術</li> <li>・家庭への支援における当事者参画</li> <li>・多様なニーズをもつこどもや家庭への支援（地域の見守りやアウトリーチ等の予防的な支援を含む）のアプローチ（解決志向アプローチ等）</li> </ul>
こども家庭福祉とソーシャルワークⅡ (こどもの安全確保を目的とした緊急的な対応に関するソーシャルワーク)	3 7.5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こどもの安全確保を目的とした緊急的対応に関する面接技術、支援のアプローチ、対応の方法を理解し、アセスメントや行政権限の行使等のソーシャルワークについて理解する</li> <li>・重大事例を通して、支援に必要な視点や態度を理解する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こどもの安全確保を目的とした緊急的対応に関するソーシャルワーク</li> <li>・ケースの発見</li> <li>・通告の受理・調査（立ち入り調査、臨検・捜索を含む）</li> <li>・緊急保護</li> <li>・アセスメント（安全に焦点をおいたアセスメント等）、再アセスメント</li> <li>・プランニング</li> <li>・支援の実施</li> <li>・モニタリング</li> <li>・支援の終結と事後評価</li> <li>・アフターケア</li> </ul>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政権限の理解と行使（調査権限や個人情報の取扱い、家庭裁判所への申立を含む）</li> <li>・こどもを中心とした支援（一時保護の措置をとる際の当事者への説明等）</li> <li>・子どもの安全確保を目的としたこどもや保護者に対する面接技術（支援者が持つ権力性への自覚を含む）（司法面接を含む）</li> <li>・子どもの安全確保を目的とした緊急的対応時のこどもや保護者に対する支援のアプローチ（危機介入アプローチ等）</li> <li>・子どもの安全確保を目的とした緊急的対応時の対応の方法（抵抗や拒絶への理解、子どものトラウマとそのケア）と緊急的対応後のこどもへの支援</li> <li>・重大事例の検討（死亡事例を含む）</li> </ul>
こども家庭福祉とソーシャルワーカーⅢ (地域を基盤とした多職種・多機関連携による包括的支援体制の構築)	1.5 7.5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多職種・多機関連携によるこどもや家庭への支援について理解する</li> <li>・地域を基盤としたこどもへの包括的支援と支援体制の構築について理解する</li> <li>・多職種連携に関する支援の実際について理解する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多職種・多機関連携による支援と意義（都道府県と市区町村の連携、要保護児童対策地域協議会の活用、重層的支援体制整備を含む）</li> <li>・多職種・多機関連携による支援の方法（コミュニケーション、コーディネーション、ファシリテーション等）</li> <li>・地域におけるこどもの生活と地域の見守り、こどもの居場所に関する支援</li> <li>・こども家庭福祉分野のソーシャルワーカーに係る、不足する資源やシステムの開発・ソーシャルアクション（児童虐待を含めた課題を抱えたこどもへの支援に関する地域社会への働きかけを含む）</li> <li>・地域共生社会の実現に向けた専門職の役割</li> <li>・多職種連携に関する支援の実際 社会的養護を必要とするこども（児童福祉施設等、里親家庭等、養子縁組）／自立支援（成年後見制度等、障害者福祉制度、年金制度、居住支援、就労支援等）／保育／学校教育／ひとり親家庭/少年非行（司法機関（警察、検察、鑑別所、家庭裁判所等））／貧困／精神保健</li> </ul>
こども家庭福祉とソーシャルワーカーⅣ（組織の運営管理）	1.5 4.5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・判断過程においては、個人の常識や組織の環境等の要因により、判断に偏りが生じることを理解する</li> <li>・重大なミスを防ぐために組織等で共有されている安全に関する要件等を理解する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・判断過程における、個人の常識や組織の環境等の要因による判断の偏り</li> <li>・重大なミスを防ぐために組織等で共有されている安全に関する要件等</li> <li>・組織マネジメント</li> <li>・組織内外におけるスーパービジョン、コンサルテーション</li> <li>・組織における人材の育成と支援（心理的安全性、メンタルヘルス）</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"><li>・組織マネジメントを理解する</li><li>・組織内外におけるスーパービジョン等を理解する</li><li>・組織における人材の育成と支援（メンタルヘルス）を理解する</li></ul>	
--	--	--

【別表6 追加研修の研修課程（カリキュラム）】

- ※ 「こども家庭福祉に係る研修」の各科目は、到達目標及び想定される研修内容の例示を踏まえて研修内容を構成すること。また、規定時間以上の時間を確保すること。
- ※ 追加研修については、有資格者ルートの者であって、「一定程度のこども又はその家庭への相談援助業務」の経験を有しない者のみ受講を必須とすることとする。
- ※ 追加研修の科目について、演習に該当する部分をまとめて教授する等、研修実施機関において柔軟な実施を可能とする。

※講義について、社会福祉士養成課程において「児童・家庭福祉」に該当する科目を履修した者は、講義を免除することができる。

科目名 (講義9・ 演習9・見 学実習6)	時間	到達目標	想定される研修内容の例示
こどもの 権利擁護 と倫理	講義 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こどもの権利の考え方について理解する</li> <li>・こどもの権利に関する条約や国内法について理解する</li> <li>・こどもの権利侵害について理解する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こどもの権利の考え方</li> <li>・児童の権利に関する条約</li> <li>・児童福祉法の理念</li> <li>・国連「児童の代替的養護に関する指針」</li> <li>・こどもの権利侵害</li> </ul>
こども家庭 相談援助 制度及び 実施体制	講義 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こども家庭の問題に関する現状と課題について理解する</li> <li>・こども家庭福祉に関する法令及び制度について理解する</li> <li>・国、都道府県（児童相談所）、市区町村の役割について理解する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こども家庭の問題に関する現状と課題</li> <li>・こども家庭福祉に関する法令及び制度</li> <li>・国、都道府県（児童相談所）、市区町村の役割</li> </ul>
児童相談 所の役割 と連携	講義 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童相談所の組織と職員について理解する</li> <li>・援助決定の流れについて理解する</li> <li>・市区町村こども家庭相談と児童相談所との協働について理解する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童相談所の組織と職員</li> <li>・援助決定の流れ</li> <li>・市区町村こども家庭相談と児童相談所との協働</li> </ul>
こども家庭 相談の 運営と相 談援助の あり方	講義 1 演習 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こども家庭相談の業務について理解する</li> <li>・相談受理のあり方や支援決定の流れを理解する</li> <li>・保護者理解と支援について理解する</li> <li>・面接相談の方法と技術について、特にこどもの面接・家族面接・家庭訪問のあり方を理解する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こども家庭相談の業務</li> <li>・相談受理のあり方</li> <li>・支援決定の流れ</li> <li>・保護者理解と支援</li> <li>・面接相談の方法と技術</li> <li>・こどもの面接・家族面接・家庭訪問のあり方</li> </ul>

社会的養護と市区町村の役割	講義 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会的養護制度や養子縁組制度について理解する</li> <li>・社会的養護と児童相談所などの関係機関との連携について理解する</li> <li>・移行期ケア、ファミリーソーシャルワーク及び家庭復帰支援、年長児童の自立支援のあり方について理解する</li> <li>・生活支援と治療的養育について理解する</li> <li>・社会的養護における権利擁護（被措置児童等虐待、苦情解決、第三者評価）について理解する</li> <li>・社会的養護における永続性・継続性を担保するソーシャルワークのあり方について理解する</li> <li>・家庭復帰と市区町村の役割について理解する</li> </ul>
子どもの成長・発達と生育環境	講義 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの成長・発達の特性について理解する</li> <li>・生育環境とその影響（DV・貧困を含む）について理解する</li> <li>・子ども及び保護者の精神や発達等の状況について理解する</li> </ul>

こども虐待対応  講義 1 演習 6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こども虐待対応の基本原則（基本事項）について理解する</li> <li>・こども虐待の発生予防や早期発見・早期対応について理解する</li> <li>・こども虐待における保護・支援（在宅支援・分離保護・養育・家庭支援）について理解する</li> <li>・こども虐待事例のケースマネジメント（アセスメント・プランニング）について理解する</li> <li>・こども虐待事例の心理療法について理解する</li> <li>・こども虐待の重大な被害を受けた事例（死亡事例を含む）の検証について理解する</li> <li>・虐待・ネグレクトがこどもに与える心理・行動的影響について理解する</li> <li>・事実や所見などに基づく虐待鑑別・判断、被害事実確認面接について理解する</li> <li>・通告の受理、安全確認、通告時の聞き取り方について理解する</li> <li>・通告時の危機アセスメント、初期マネジメントについて理解する</li> <li>・調査について理解する</li> <li>・警察・検察など関係機関との連携の必要性・あり方について理解する</li> <li>・特別な支援が必要な事例について理解する</li> <li>・乳児揺さぶられ症候群（SBS）、虐待による頭部外傷（AHT）への対応について理解する</li> <li>・性的虐待への対応について理解する</li> <li>・居住実態が把握できない児童や無戸籍児童への対応について理解する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こども虐待対応の基本原則（基本事項）</li> <li>・こども虐待の発生予防</li> <li>・こども虐待における早期発見・早期対応</li> <li>・こども虐待における保護・支援（在宅支援・分離保護・養育・家庭支援）</li> <li>・こども虐待事例のケースマネジメント（アセスメント・プランニング）</li> <li>・こども虐待事例の心理療法</li> <li>・こども虐待の重大な被害を受けた事例（死亡事例を含む）の検証の理解</li> <li>・虐待・ネグレクトがこどもに与える心理・行動的影響</li> <li>・事実や所見などに基づく虐待鑑別・判断</li> <li>・被害事実確認面接についての理解</li> <li>・通告の受理、安全確認</li> <li>・通告時の聞き取り方</li> <li>・通告時の危機アセスメント、初期マネジメント</li> <li>・調査</li> <li>・警察・検察など関係機関との連携の必要性・あり方</li> <li>・特別な支援が必要な事例（代理によるミンヒハウゼン症候群、性的虐待、医療ネグレクト）の理解</li> <li>・乳児揺さぶられ症候群（SBS）、虐待による頭部外傷（AHT）への対応</li> <li>・性的虐待への対応</li> <li>・居住実態が把握できない児童への対応</li> <li>・無戸籍児童への対応</li> </ul>
-----------------------------	---	---

母子保健機関や子どもの所属機関の役割・連携及び子どもと家族の生活に関する法令・制度	講義2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子保健における視点について理解する</li> <li>・母子保健に関する法令と施策、母子保健事業の展開と実務について理解する</li> <li>・母子健康手帳の活用について理解する</li> <li>・特定妊婦の把握と支援について理解する</li> <li>・教育機関との連携のあり方について理解する</li> <li>・保育所等の利用と連携のあり方について理解する</li> <li>・子ども・若者支援制度について理解する</li> <li>・ひとり親家庭の支援制度について理解する</li> </ul>
見学実習I	見学実習6	<p>・施設・機関等が地域社会の中で果たす役割を実践的に理解する    ・総合的かつ包括的な支援における多職種・多機関、地域住民等との連携のあり方及びその具体的な内容を実践的に理解する</p> <p>次に掲げる事項を通じて、子ども家庭福祉のソーシャルワークの実践現場を理解し、特定の施設・機関（以下「施設等」という。）の職員から見学により、直接話を聞く等を通じ、子どもや家庭のおかれている環境やサポート体制等支援の実際を学習し、その機能等を学ぶものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設等に関する事前学習</li> <li>・施設等の職員による概要説明の理解</li> <li>・施設等が地域で果たす役割と多職種・多機関・地域住民等との連携・協働による実践の概要の理解</li> <li>・施設等の見学</li> <li>・施設等の職員との質疑応答</li> <li>・施設等の見学等を踏まえた課題の整理等の振り返り</li> </ul> <p>※ 施設・機関の見学にあたっては、支援を必要とする子ども等に対するソーシャルワーク（総合的かつ包括的な支援における多職種・多機関、地域住民等との連携を含む）について実践的に理解するため、ソーシャルワークの一環として開催される自治体や施設、関係機関等とが話し合う会議体等（例えば受理会議、支援方針会議、個別ケース検討会議等）を見学することが望ましい。</p> <p>※ 一人の受講生について、複数の施設等で、見学により直接話を聞く等を通じ支援の実際を学習しその機能等を学ぶこととしてもよい。</p>

【別表7 ソーシャルワークに関する研修の研修課程（カリキュラム）】

- ※ ソーシャルワークに関する研修の各科目は、到達目標及び想定される研修内容を踏まえて研修内容を構成すること。また、規定時間以上の時間を確保すること。
- ※ ソーシャルワークに関する研修について、こども家庭福祉の相談援助の現任者については、一部の科目の受講を免除とすることが可能とすること。
- ※ 研修の科目について、演習に該当する部分をまとめて教授する等、研修実施機関において柔軟な実施を可能とする。

科目名 (講義78・演習78・見学実習9)	時間	到達目標	想定される研修内容の例示
ソーシャルワークの基盤と専門職 (講義)	相談援助実務経験者ルート 免除 (0時間)  保育所保育士ルート 19.5時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ソーシャルワーク専門職の位置づけと役割について理解する</li> <li>・ソーシャルワークの概念について理解する</li> <li>・ソーシャルワークの基盤となる考え方について理解する</li> <li>・ソーシャルワークの形成過程について理解する</li> <li>・ソーシャルワークの倫理について理解する</li> <li>・ソーシャルワークに係る専門職の概念と範囲について理解する</li> <li>・ミクロ・メゾ・マクロレベルにおけるソーシャルワークについて理解する</li> <li>・総合的かつ包括的な支援と多職種連携の意義と内容について理解する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ソーシャルワーク専門職の位置づけと役割</li> <li>・ソーシャルワークの定義</li> <li>・ソーシャルワークの原理</li> <li>・ソーシャルワークの理念</li> <li>・ソーシャルワークの形成過程</li> <li>・専門職倫理の概念</li> <li>・ソーシャルワーカーの倫理綱領</li> <li>・倫理的ジレンマ</li> <li>・ソーシャルワーク専門職の概念と範囲</li> <li>・福祉行政等における専門職</li> <li>・民間の施設・組織における専門職</li> <li>・ミクロ・メゾ・マクロレベルの対象</li> <li>・ミクロ・メゾ・マクロレベルにおけるソーシャルワーク</li> <li>・多機関による包括的支援体制</li> <li>・フォーマル・インフォーマルな社会資源との協働体制</li> <li>・ソーシャルサポートネットワーキング</li> <li>・多職種連携及びチームアプローチの意義</li> <li>・機関・団体間の合意形成と相互関係</li> <li>・利用者、家族の参画</li> </ul>
ソーシャルワークの理論と方法 (講義)	相談援助実務経験者ルート 39時間  保育所保育士ルート 39時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人と環境との交互作用に関する理論とミクロ・メゾ・マクロレベルにおけるソーシャルワークについて理解する</li> <li>・ソーシャルワークの実践モデルとアプローチについて理解する</li> <li>・ソーシャルワークの過程について理解する</li> <li>・ソーシャルワークの記録について理解する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システム理論</li> <li>・生態学理論</li> <li>・バイオ・サイコ・ソーシャルモデル</li> <li>・ミクロ・メゾ・マクロレベルにおけるソーシャルワーク</li> <li>・ソーシャルワークの様々な実践モデルとアプローチ</li> <li>・ソーシャルワークの過程</li> <li>・記録の意義、目的、方法</li> <li>・ケアマネジメント（ケースマネジメント）の原則と方法</li> <li>・グループワークの意義、目的、展開</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ケアマネジメントについて理解する</li> <li>・集団を活用した支援について理解する</li> <li>・コミュニティワークについて理解する</li> <li>・スーパービジョンとコンサルテーションについて理解する</li> <li>・ソーシャルワークにおける援助関係の形成について理解する</li> <li>・ソーシャルワークにおける社会資源の活用・調整・開発について理解する</li> <li>・ネットワークの形成について理解する</li> <li>・権利擁護とアドボカシーについて理解する</li> <li>・ソーシャルワークに関連する方法について理解する</li> <li>・カンファレンスについて理解する</li> <li>・事例分析について理解する</li> </ul> <p>ソーシャルワークにおける総合的かつ包括的な支援の実際について理解する</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティワークの意義、目的、展開</li> <li>・ソーシャルアドミニストレーションの意義、目的、展開</li> <li>・スーパービジョンの意義、目的、方法</li> <li>・コンサルテーションの意義、目的、方法</li> <li>・援助関係の意義、概念、形成方法</li> <li>・面接技術</li> <li>・アウトリーチ</li> <li>・社会資源の活用・調整・開発</li> <li>・ソーシャルアクション</li> <li>・ネットワーキング</li> <li>・コーディネーション</li> <li>・ネゴシエーション</li> <li>・ファシリテーション</li> <li>・プレゼンテーション</li> <li>・カンファレンス</li> <li>・事例分析</li> <li>・総合的かつ包括的な支援の考え方</li> <li>・家族支援の実際</li> <li>・地域支援の実際</li> </ul>
地域福祉と包括的支援体制(講義)	<p>相談援助実務経験者ルート 19.5時間</p> <p>保育所保育士ルート 19.5時間</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉の基本的な考え方について理解する</li> <li>・福祉行財政システムについて理解する</li> <li>・福祉計画の意義と種類、策定と運用について理解する</li> <li>・地域社会の変化と多様化・複雑化した地域生活課題について理解する</li> <li>・地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制について理解する</li> <li>・地域共生の実現に向けた多機関協働について理解する</li> <li>・災害時における総合的かつ包括的な支援体制について理解する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉の概念と理論、発展過程</li> <li>・地域福祉の主体と形成</li> <li>・国の役割、都道府県の役割、市区町村の役割</li> <li>・国と地方の関係</li> <li>・福祉行政の組織及び専門職の役割</li> <li>・福祉における財源</li> <li>・福祉計画の意義・目的と展開</li> <li>・市町村地域福祉計画・都道府県地域福祉支援計画の内容</li> <li>・福祉計画の策定過程と方法、実施、評価</li> <li>・地域社会の概念と理論</li> <li>・地域社会の変化</li> <li>・多様化・複雑化した地域生活課題の現状とニーズ</li> <li>・地域福祉と社会的孤立</li> <li>・包括的支援体制</li> <li>・地域包括ケアシステム</li> <li>・地域共生社会の実現に向けた各種施策</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉と包括的支援体制の課題と展望について理解する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常時や災害時における総合的かつ包括的な支援</li> <li>・地域共生社会の構築</li> </ul>
ソーシャルワーク 演習Ⅰ (演習)	<p>相談援助 実務経験者ルート 免除(0時間)</p> <p>保育所保 育士ルー ト 39時間</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ソーシャルワークの知識と技術に係る他の科目との関連性を踏まえ、ソーシャルワーク専門職として求められる基礎的な能力を涵養する</li> <li>・ソーシャルワークの価値規範と倫理を実践的に理解する</li> <li>・ソーシャルワークの実践に必要なコミュニケーション能力を養う</li> <li>・ソーシャルワークの展開過程において用いられる、知識と技術を実践的に理解する</li> </ul>	<p>個別指導並びに集団指導を通して、具体的な援助場面を想定した実技指導（ロールプレイング等）を中心とする演習形態により行う。</p> <p>＜ねらい＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○自己覚知 <ul style="list-style-type: none"> <li>・自己理解と他者理解</li> </ul> </li> <li>○対人援助の姿勢（傾聴、共感、承認、経緯）</li> <li>○基本的なコミュニケーション技術 <ul style="list-style-type: none"> <li>・言語的技術（質問、促し、言い換え、感情の反映、繰り返し、要約等）</li> <li>・非言語技術（表情、態度、身振り、位置取り等）</li> </ul> </li> <li>○基本的な面接技術 <ul style="list-style-type: none"> <li>・面接の構造化</li> <li>・場の設定（面接室、生活場面、自宅等）</li> <li>・ツールの活用（電話、e-mail等）</li> </ul> </li> </ul> <p>＜ねらい＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ソーシャルワークの展開過程 <p>児童虐待や児童虐待の予防に係る事例を用いて、次に掲げる具体的なソーシャルワークの場面と過程を想定した実技指導を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ケースの発見</li> <li>・インテーク</li> <li>・アセスメント</li> <li>・プランニング</li> <li>・支援の実施</li> <li>・モニタリング</li> <li>・支援の終結と事後評価</li> <li>・アフターケア</li> </ul> </li> <li>○ソーシャルワークの記録 <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援経過の把握と管理</li> </ul> </li> <li>○グループダイナミクスの活用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・グループワークの構成（グループリーダー・コリーダー・グループメンバー）</li> <li>・グループワークの展開過程（準備期・開始期・作業期・終結期）</li> </ul> </li> <li>○プレゼンテーション技術 <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人プレゼンテーション</li> <li>・グループプレゼンテーション</li> </ul> </li> </ul>

<p>ソーシャルワーク演習Ⅱ (演習)</p>	<p>相談援助実務経験者ルート 39時間</p> <p>保育所保育士ルート 39時間</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ソーシャルワークの実践に必要な知識と技術の統合を行い、専門的援助技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる能力を修得する</li> <li>・ソーシャルワーク専門職に求められるソーシャルワークの価値規範を理解し、倫理的な判断能力を養う</li> <li>・支援を必要とする人を中心とした分野横断的な総合的かつ包括的な支援について実践的に理解する</li> <li>・地域の特性や課題を把握し解決するための、地域アセスメントや評価等の仕組みを実践的に理解する</li> <li>・ミクロ・メゾ・マクロレベルにおけるソーシャルワークの対象と展開過程、実践モデルとアプローチについて実践的に理解する</li> <li>・実習を通じて体験した事例について、事例検討や事例研究を実際に行い、その意義や方法を具体的に理解する</li> <li>・実践の質の向上を図るために、スーパービジョンについて体験的に理解する</li> </ul>
-----------------------------	--	---

			<p>(2) ソーシャルワークに係る知識と技術について個別的な体験を一般化し、実践的かつ学術的な知識及び技術として修得できるよう、集団指導並びに個別指導による実技指導を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事例研究、事例検討</li> <li>・スーパービジョン</li> </ul>
見学実習Ⅱ（演習）	<p>相談援助実務経験者ルート免除(0時間)</p> <p>保育所保育士ルート 9時間</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こども家庭福祉分野のソーシャルワーカーとして求められる役割を理解し、価値と倫理に基づく専門職としての姿勢を養う</li> <li>・施設・機関等が地域社会の中で果たす役割を実践的に理解する</li> <li>・総合的かつ包括的な支援における多職種・多機関、地域住民等との連携のあり方及びその具体的な内容を実践的に理解する</li> </ul>	<p>次に掲げる事項を通じて、ソーシャルワークの実践現場を理解し、特定の施設・機関（以下「施設等」という。）の職員から見学により、直接話を聞く等を通じ、こどもや家庭のおかれている環境やサポート体制等支援の実際を学習し、その機能等を学ぶものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設等に関する事前学習</li> <li>・施設等の職員による概要説明の理解</li> <li>・施設等が地域で果たす役割と多職種・多機関・地域住民等との連携・協働による実践の概要の理解</li> <li>・施設等の見学</li> <li>・施設等の職員との質疑応答</li> <li>・施設等の見学等を踏まえた課題の整理等の振り返り</li> </ul> <p>※ 施設・機関の見学にあたっては、支援を必要とするこども等に対するソーシャルワーク（総合的かつ包括的な支援における多職種・多機関、地域住民等との連携を含む）について実践的に理解するため、ソーシャルワークの一環として開催される自治体や施設、関係機関等とが話し合う会議体等（例えば受理会議、支援方針会議、個別ケース検討会議等）を見学することが望ましい。</p> <p>※ 一人の受講生について、複数の施設等で、見学により直接話を聞く等を通じ支援の実際を学習しその機能等を学ぶこととしてもよい。</p>